

居宅介護支援 重要事項説明書

医療法人社団 湖聖会
はまなすの丘居宅介護支援事業所

制定日 22/07/01
改訂日 24/08/01

重要事項説明書

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

医療法人社団湖聖会が開設するはまなすの丘居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業と介護予防支援事業のケアプランの作成業務の受託（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

- 1 事業所の介護支援専門員は、可能な限りご利用者が居宅において、その置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、ご利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
又、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、医療機関等との連携に努めるものとする。

2 職員の職種、員数及び職務内容

区分	人員	職務内容
管理者	1名（兼務）	管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
介護支援専門員	1名以上（内1名兼務）	指定居宅介護支援の提供に当たります。

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 12/30～1/3までを除きます。
営業時間	8：30～17：30
緊急連絡先	電話 0226-42-2915 24時間常時連絡が可能です。

4 指定居宅介護支援の提供方法、内容

ご利用者の希望、アセスメント結果に基づき、ご家族の希望、地域のサービス提供体制を勘案し、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せを検討し、サービス目標・達成時期、内容、利用料等を記載し居宅サービス計画を作成する。

- (1) 事業所は、ご利用者の要介護認定（要介護更新認定・要介護状態区分の変更認定・要支援認定・要支援更新認定等）に係る申請について、ご利用者の意思を確認した上で、申

請の代行など必要な援助を行う。

- (2) ご利用者は複数の事業所の紹介を求めることができる。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができる。前6月間に作成した居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を求めることができる。
- (3) ご利用者の居宅を月1回以上訪問し、近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、月に1回はモニタリングの結果を記録する。
- (4) 月1回以上居宅サービス事業者、その他の者へ訪問し連絡調整に努め、居宅サービス計画の内容についての意見を求める。
- (5) 必要に応じて介護保険施設の紹介、その他の便宜の提供。
- (6) ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施を定める。担当者は管理者が兼務する。
- (7) 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む。
- (8) 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等に取り組む。

5 利用料金

利用料

要介護又は要支援認定を受けた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月当たり要介護度に応じて次の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、居住地区市町村の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。

・居宅介護支援費

居宅介護支援費(I)(i) 取扱件数 45 未満	要介護 1、2	10,860円/月
	要介護 3、4、5	14,110円/月
居宅介護支援費(I)(ii) 取扱件数 45 以上 60 未満	要介護 1、2	5,440円/月
	要介護 3、4、5	7,040円/月
居宅介護支援費(I)(iii) 取扱件数 60 以上	要介護 1、2	3,260円/月
	要介護 3、4、5	4,220円/月

- ・初回加算（1月につき） 3,000円
- ・入院時情報連携加算
 - ・入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,500円
 - ・入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,000円

・退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	4,500円	6,000円
連携2回	6,000円	7,500円
連携3回	×	9,000円

- ・通院時情報連携加算 500円
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円
- ・中山間地域等にサービスを提供する場合 所定単位数の5%を加算
- ・運営基準減算 ×50% 2月以上継続している場合は算定しない
- ・特定事業所加算Ⅰ 5,190円
- ・特定事業所加算Ⅱ 4,210円
- ・特定事業所加算Ⅲ 3,230円
- ・特定事業所加算A 1,140円
- ・同一建物に居住する利用者に対する減算 所定単位数の95%を算定
- ・特別地域居宅介護支援加算 15%加算

6 通常の事業の実施地域

事業所の通常の事業の実施地域は、本吉町(小泉地区、津谷地区)とする。

7 秘密保持

- (1) 事業所の職員は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持する。
- (2) 事業所の職員であった者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後についてもこれらの秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

8 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、発生した事故の状況等を速やかに市町村、ご利用者のご家族等に報告するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (2) 報告を行う対象となる事故は、事業所がサービス提供中の事故とします。
事業所は事故処理の進捗状況に応じ、以下に掲げる報告を行うものとします。

- (1) 事故発生直後の場合は、事故発生状況。
- (2) 事故処理が長期化する場合は、随時に行う途中経過等。
- (3) 問題が解決し、事態が終結した場合は、その顛末及び結果等。

9 サービスの内容に関する相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談、苦情については、次のところで承ります。

はまなすの丘居宅介護支援事業所	電話 0226-42-2915
-----------------	-----------------

担当者 猪股 潤

受付時間 8:30~17:30

それ以外にも下記の相談窓口があります。

市町村：気仙沼市保健福祉部高齢介護課

電話番号 0226-22-6600

気仙沼市本吉総合支所保健福祉課

電話番号 0226-42-2975

南三陸町保健福祉課

電話番号 0226-46-2601

宮城県：宮城県気仙沼保健福祉事務所成人高齢班

電話番号 0226-22-6614

宮城県国民健康保険団体連合会

電話番号 022-222-7700

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	はまなすの丘居宅介護支援事業所
サービス種類	居宅介護支援

措 置 の 概 要
<p>1 利用者から相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の措置 ・はまなすの丘居宅介護支援事業所 （TEL 0226-42-2915） 担当者 管理者 猪股 潤</p> <p>2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順</p> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> <pre> graph TD A[利用者・申立者 (相談・苦情)] -- 苦情 --> B[居宅介護支援事業所管理者] B --> C[訪問・情報収集] C -- 原因 究明 --> D[再発防止策検討会議] D --> E[全職員への周知徹底] E --> F[利用者・申立者への説明] F -- 相談・連絡・助言・指導 --> B G[各市町村(保険者)・国民健康保険団体連合会・気仙沼保健福祉事務所] --> B G --> A </pre> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情があった場合は、直ちにご利用者と連絡を取り、直接ご利用者宅まで行くなどして事情を聞き、苦情の内容を聞く。 ・ 管理者は、苦情対応に向けた検討を行う。 ・ 検討の結果を基に対応結果をまとめ、管理者は速やかにご利用者宅に伺い謝罪するなど、具体的な対応策を実施する。 ・ 苦情処理結果記録を記載し、各種会議等を活用して再発防止に向けて役立てる。 ・ 苦情対応において、必要に応じて自治体と相談を行う。 ・ 管理者はご利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、又、国民健康保険団体連合会からの指導、助言に従って必要な改善を行う。 <p>3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス事業者に苦情報告と改善について要請し、改善結果を利用者又はその家族に報告するよう取り計らう。 ・ サービス事業者の改善がされない場合、ご利用者に説明し、他のサービス事業者を紹介する。 <p>4 その他参考事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供前にご利用者、ご家族への対面において要望等を確認するとともに、サービス提供に関する説明を行い、苦情が出ないようサービス提供前から十分な配慮をする。又、自治体、他事業所等との十分な連絡体制、情報収集を行い、サービス提供に関する準備を十分に整えておくことにより、苦情が発生しないような体制を整えておく。

10 当事業所の概要

法人 事業所名	医療法人社団湖聖会 はまなすの丘 居宅介護支援事業所
代表者役職・氏名	理事長 乾 清重
所在地	〒988-0334 宮城県気仙沼市本吉町外尾25番地
電話番号	電話番号 0226-42-2915
管理者	猪股 潤

11 個人情報の利用目的

はまなすの丘居宅介護支援事業所では、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への居宅介護支援の提供に必要な利用目的】

[当事業所内部での利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する居宅介護支援
- ・介護保険事務
- ・居宅介護支援の利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する居宅介護支援のうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者との連携（サービス担当者会議等）、照会
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －医療系サービス利用に関し意見を求めた主治の医師等に対するケアプランの交付
 - －訪問介護事業所等から伝達されたご利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員が把握したご利用者の状態等について、主治の医師等に必要な情報伝達
 - 入院時、担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供をお願いします
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当事業所の内部での利用に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
 - －市町村への情報提供
 - －地域ケア会議等への情報提供

12 広報活動に係る利用目的

- ・個人情報及び肖像権利用範囲

利用者及びその家族の個人情報利用については、以下の場合に使用させていただきます。

ご利用者の氏名、映像・写真を使用させていただく場合がございます。 以下の各項目について、いずれかに○をご記入ください。		同 意 す る	同 意 し ない
<input type="checkbox"/>	①家族及び後見人への報告		
<input type="checkbox"/>	②当施設サービスの維持・改善にかかる資料		
<input type="checkbox"/>	③当施設の職員研修などにおける資料		
<input type="checkbox"/>	④当施設内の掲示物		
<input type="checkbox"/>	⑤当施設外へ配布するパンフレット、広報誌の掲載		
<input type="checkbox"/>	⑥当事業所のホームページ、ブログ等のインターネットを利用したサイト掲載		

13 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号の掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員その他の従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
 - (3) 介護支援専門員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。担当者は管理者とします。
- 2 事業者は虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告するものとします。

14 身体的拘束等の適正化に関する事項

事業者は、身体的拘束等の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

15 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- (1) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的実施します。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第三者評価実施状況

宮城県による第三者評価の実施
「情報の公表」宮城県指定調査機関：NPO 法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ 〒981-0933 宮城県仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台
調査日：2023年10月2日
公表日：2023年10月3日

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者・ご家族に対して本書面にに基づき、重要な事項を説明いたしました。	
《事業者》	
所在地	〒988-0334 宮城県気仙沼市本吉町外尾25番地
名称	はまなすの丘居宅介護支援事業所
説明者	職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

ご利用者住所 _____

氏 名 _____ 印

(本人が署名できない場合) 代筆者氏名 _____ (続柄)

ご家族住所 _____

氏 名 _____ 印

〈代理人を選任した場合〉

代理人住所 _____

氏 名 _____ 印

